

第 5 次地域福祉活動計画（素案）

1. 第 5 次地域福祉活動計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

赤磐市社会福祉協議会（以下「赤磐市社協」という。）は、令和 5 年度から 3 か年を計画期間とする第 4 次地域福祉活動計画（以下「第 4 次計画」という。）を策定し、地域福祉を推進してきました。第 4 次計画の進捗状況の確認及び評価を行い、これまでの取り組みの課題と成果を踏まえ、新たに顕在化したニーズについても対応していくため、第 5 次地域福祉活動計画（以下「第 5 次計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。社会福祉法第 109 条において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされていることから、赤磐市が策定する第 3 次赤磐市総合計画をはじめ、分野別行政計画との整合性を持ちながら、社会福祉協議会が地域住民や関係団体等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

(3) 計画の期間

第 5 次計画の期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間とします。

(4) 計画の策定方法

①総務部会による協議

赤磐市社協理事により構成した総務部会で第 4 次計画の評価及び第 5 次計画の進捗状況等について報告しました。

②地域福祉活動計画策定委員会の開催

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）関係者、福祉推進員、民生委員児童委員、社会福祉施設関係者、ボランティア代表、行政、学識経験者等で組織された「地域福祉活動計画策定委員会」において、赤磐市社協会長の諮問を受けて、第 5 次計画策定にあたっての意見交換及び審議を行いました。

③各種会議での聞き取り

赤磐市福祉推進員連絡会や、地区社協交流会、ボランティアセンター運営委員会、災害部会、福祉教育連絡会などで第 5 次計画（素案）に関する意見を伺いました。

④パブリックコメントの実施

(5) 計画の進行管理

①計画の周知

第5次計画の推進にあたっては、地域住民や多様な関係者の理解や活動への参画が不可欠となります。このため、広報紙やホームページ、各種会議等を通じて、活動の内容や進捗状況について広く周知を図っていきます。

②計画の進行管理サイクル

第5次計画では、PDCAサイクルにより目標の達成状況等について点検・評価を行い、計画の変更や事業の見直しなど必要な措置を講じることとします。

③計画の推進体制

年度ごとに進捗確認を行うとともに、赤磐市社協理事会へ報告し評価を行います。

◇計画の進行管理システム

進行管理サイクル	実施内容	関係様式等
P 計 画 L A N	＊3か年事業の計画 ①単年度事業の計画	・実施計画書 ・中期予算書 ・事業計画書 ・事業企画書 ・事業予算内訳書 ・年間スケジュール表 理事会等
D 実 施 O	②地域住民や多様な関係者との協働による事業実施及びスケジュール管理	
C 確 認 H E C K	③中間評価の実施（9月） ④事業評価の実施（随時） ⑤年度末評価の実施（3月） ＊3か年評価の実施	・中間評価シート ・事業企画書 ・年度評価シート ・事業報告書 ・評価報告書 理事会等 計画策定委員会
A 見直し・改善 C T I O N	⑥評価結果に基づく見直し・改善 ☞ 地域福祉活動計画等の変更 ☞ 業務の標準化（マニュアル作成等）	

2. 第4次地域福祉活動計画の評価

赤磐市社協では、第4次計画（令和5年度から令和7年度までの3か年計画）に基づき、「みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまち あかいわ」を実現するため、3つの基本目標と10の活動目標を掲げて事業・活動を実施しました。特に重点事業に関する評価及び総括は以下のとおりです。

基本目標1 支え合い活動を広めよう ～一人ひとりがつながり支え合うまちづくり～	活動目標 ①～④
地区社協の全地区設置を目標に掲げ、働きかけを継続したところ、新たに2地区社協が立ち上がり、小地域福祉活動の推進基盤が整備されました。一方、設置状況は計画の7割にとどまっているため、地区の実情に即しつつ、継続的に理解を求めていくことが必要です。今後も、地区社協活動の支援強化を図るとともに、具体的な活動の提案や主体的な住民参加の機会を提供し、地域における課題把握と解決に向けた仕組みづくりを進めていきます。 ふれあい・交流事業については、コロナ禍で休止していたふれあい・いきいきサロン活動やいきいき百歳体操の集いがボランティアの活躍により徐々に再開してきました。また、子ども食堂や学習支援、多世代交流等子どもの居場所活動についても広がりを見せています。今後、担い手不足等から活動継続が困難な状況もあるため、ボランティアや担い手育成等継続的な活動支援が必要です。 災害時の支援体制については、発災後、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、ボランティアの育成や訓練を実施してきました。今後も、平時から地域住民と関係団体等とのネットワークを構築し、防災、災害時支援を見据えた見守り・支え合い活動の取り組みを支援していきます。 ＜主な成果や効果＞ ①地区社協の設置促進 ②ふれあい・交流事業の再開とボランティアの活性化 ③子どもの居場所の開設 ④ボランティア・関係団体と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練	
基本目標2 福祉サービスや利用環境の充実を図ろう ～一人ひとりを支える福祉サービスや利用環境づくり～	活動目標 ⑤～⑦

単身高齢者や認知症高齢者の増加をはじめ、物価高騰の影響等により支援を必要とする人が増えています。さらに、社会的孤立や8050問題、虐待など複雑化・多様化・深刻化した支援ニーズを抱える世帯が増えています。自立相談支援機関及び地域包括支援センターでは、多機関・多職種連携により相談支援を行っていますが、潜在的なニーズの把握や予防のための取り組みの強化が不可欠であり、住民が主体的に地域課題を把握して解決につなげられる体制を基盤とし、包括的な相談支援体制の一層の充実を図る必要があります。

また、既存の制度やサービスでは解決できない課題に対応するため、市民や多様な分野の関係者との連携・協働のもとセーフティネットの仕組みづくりを進めており、居住支援事業の創設など着実に進展が見られています。

今後、新たに顕在化した就労的活動の場づくりや身寄りのないかたの生活支援の仕組みづくりについて調査研究を行い、事業化に向けて準備を進めます。

＜主な成果や効果＞

- ①包括的な相談支援体制の整備
- ②居住支援事業の創設
- ③緊急一時支援事業の充実
(フードバンクポスト設置促進事業、おうち片づけサポート事業)

基本目標 3 福祉の心を育てよう

～一人ひとりの福祉の心が育まれるまちづくり～

活動目標 ⑧～⑩

当事者・ボランティア・社会福祉施設関係者等の協力により学校や地域における出前福祉講座の充実が図られていますが、福祉教育の現状と課題を整理し、福祉教育関係者で情報共有や今後の取り組みについて協議検討する場が必要です。

また、生活困窮者支援活動の担い手を確保するため、養成講座の開催や募集活動を通じて赤磐くらし・しごと応援団サポーター登録者の拡充を図り、推進体制を整えることができました。地域福祉活動の担い手として今後、活動の充実を図るため幅広い世代の人材の確保に努めます。

＜主な成果や効果＞

- ①福祉教育指導者の確保
- ②赤磐くらし・しごと応援団サポーターの確保
- ③認知症サポーターの養成

評価総括

第4次計画について、計画していた事業の目標が概ね達成できたものの、ニーズ把握や進行管理が不十分なため未実施の事業もありました。

これまでの取り組みの課題と成果を踏まえ、新たに顕在化したニーズについて対応していくため、地域住民・ボランティア・行政・社会福祉法人及び企業等と相互に連携・協働しながら、第5次計画には次の重点事業を掲げて取り組みを強化します。

主な重点課題	第5次計画における重点事業
①地区社協活動による小地域福祉活動の推進	・地区社協活動支援事業
②高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	・高齢者の健康・生きがい活動支援事業
③一人ひとりを中心とする包括的相談支援体制の充実	・重層的支援体制整備事業調査研究事業 ・居住支援事業
④地域生活課題の解決に向けた就労的活動の場づくり	・若者・中年層版人材センター調査研究事業
⑤身寄りのない高齢者支援等に関する権利擁護体制の充実	・身寄りのない高齢者支援等に関する調査研究事業
⑥福祉教育の推進	・福祉教育の推進 ・認知症サポーター等の養成とチームオレンジの結成
⑦地域福祉活動計画の進行管理及び事業のPDCAサイクルの確立	—

3. 第5次地域福祉活動計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「みんなで手を取り合い笑顔で暮らせるまち あかいわ」

第5次計画の基本理念として、一人ひとりが主体的に役割を持ち、お互いに支え合う地域社会づくりを目指し、第4次計画に引き続き「みんなで手を取り合い笑顔で暮らせるまち あかいわ」としました。

この基本理念を実現するため、一人の不幸も見逃さない地域の絆づくりを合言葉に、地域住民や多様な関係者と共に考え、手を携え、取り組みを進めます。

(2) 基本目標・活動目標

基本理念の実現に向けた中・長期の活動方針と3か年で取り組む目標を示すものとして、次の3つの基本目標と8つの活動目標を定めました。

基本目標1 支え合い活動を広めよう

～ 一人ひとりがつながり支え合うまちづくり ～

地域における生活課題が多様化・深刻化するなか、支援を必要とする人は年々増加傾向にあり、また、地域によって生活課題やその解決のための方策などが異なることから、「公助」による対応には限界があります。今後、「自助」を基本としつつ、「互助」「共助」の力を一層高めていくことが不可欠であり、地域住民から寄せられる生活課題を受け止め、身近な地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりが急務となっています。

このため、区・町内会単位で展開されている生活課題の早期発見やふれあい・見守り活動を推進するとともに、区・町内会単位では解決が困難な課題に対応することができる体制を整えるため、地区社協の全地区設置と活動支援を行い、活動の充実を図ります。

(活動目標)・支え合いの組織づくり

- ・見守り・支え合い活動の推進
- ・災害時の支援体制づくり

基本目標2 福祉サービスや利用環境の充実を図ろう

～ 一人ひとりを支える福祉サービスや利用環境づくり ～

地域における生活課題は多様化・深刻化しており、これらの課題に対応するためには、現行の分野別・年齢別の縦割りの支援から、一人ひとりを中心とする支援への転換が不可欠となります。また、各相談支援機関では対応が困難な相談を受け止め、ネットワークの形成により問題解決を図るとともに、

社会資源の開発やシステムづくりが必要となります。

このため、相談窓口の体制や機能強化をはじめ、多様な関係者との連携・協働によるセーフティネットの構築に向けて検討を行い、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

(活動目標)・総合相談体制の充実

- ・生活支援・在宅福祉サービスの充実
- ・権利擁護体制の充実

基本目標 3 福祉の心を育てよう

～ 一人ひとりの福祉の心が育まれるまちづくり ～

誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を実現していくためには、地域社会に「排除しない」「共に生きる」という意識が共有されることが大切になります。子どもの頃から年齢・発達に応じた福祉教育を推進するとともに、生涯学習の視点を持って、地域に暮らす住民等に対する学びの場や機会を整備していくことも重要になります。このため、多様な関係者の参画を得て福祉教育を推進する体制を整え、地域住民を対象とする多様なプログラムを開発し、幅広い世代が地域の福祉活動に参加できるよう仕組みづくりに取り組みます。

(活動目標)・福祉教育の推進

- ・地域福祉を担う人材育成・活動支援

(3) 地域福祉向上に向けた4つの助け合い

「自助」・・・本人又は生計を共にする家族による支え合い・助け合いのこと

「互助」・・・身近な人間関係によるお互い様の支え合い・助け合いのこと

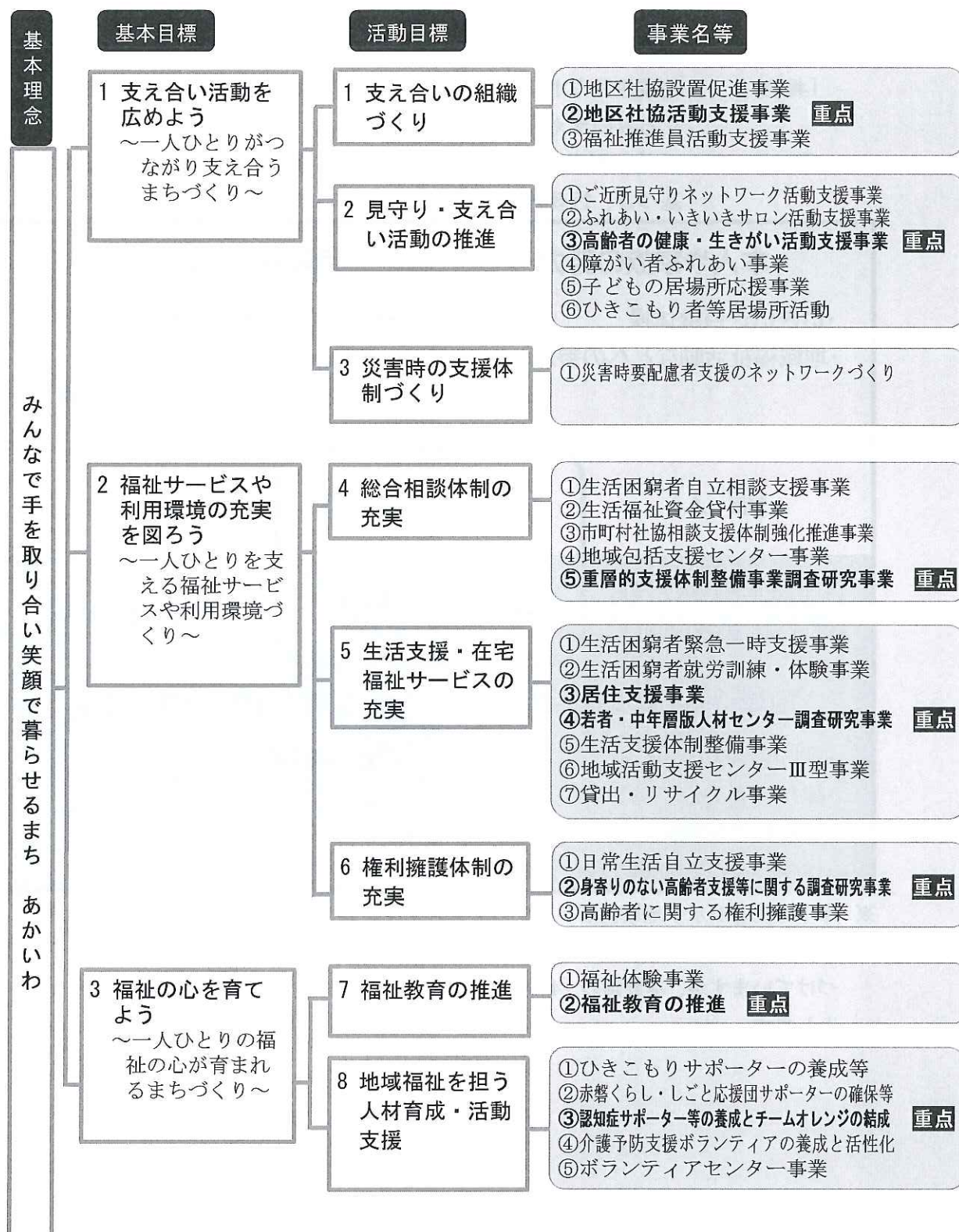
「共助」・・・地域住民やボランティア・NPO・福祉施設等との協働による地域ぐるみの支え合い・助け合いのこと

「公助」・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が提供するサービスのこと

本人や家族の努力 ・いきいき百歳体操 ・地域福祉活動などへの参加 【個人】	近隣住民の助け合い ・いきいき百歳体操の集い ・ふれあい・いきいきサロン ・ご近所見守りネットワーク活動 【生活圏域(自治会)】
【福祉圏域(小学校区・旧村エリア等)】 【地域福祉圏域(旧町)】	【広域圏域(市等)】
地域ぐるみの助け合い ・話し合いの場づくり ・障がい者のふれあいの場づくり ・子どもの居場所づくり ・仕組みとしての助け合い活動	公的な制度やサービス ・生活困窮者支援 ・低所得者支援 ・権利擁護

※ 厚生労働省が示す地域包括ケアシステムの中で定義されている「自助・互助・共助・公助」では、「共助」を「介護保険などの社会保険被保険者負担による支援」と位置づけていますが、本計画の「4つの助け合い」は上の表による区分を基本的な考え方とします。

(4) 計画の体系



4. 第5次地域福祉活動計画の推進

基本目標 1

支え合い活動を広めよう

～ 一人ひとりがつながり支え合うまちづくり ～

活動目標 1 支え合いの組織づくり

地域の絆を一層深め、困った時に助け合える地域づくりを目指し、福祉推進員を中心とした小地域福祉活動の推進基盤を整えます。また、地域生活課題に対し、解決に向けて話し合い、地域ぐるみで活動する地区社協の活動支援を強化するとともに、地区社協未設置地区については、福祉活動情報交換会を開催し、区・町内会の枠を超えた横のつながりづくりの必要性について理解と協力を求めます。

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①地区社協設置促進事業 [方 針] 地域ぐるみで活動する住民主体の活動組織づくりを目指し、地域住民の理解と協力を得ながら、地域生活課題について話し合う地区社協の設置を促進する。 [達成目標] 全福社区圏域設置	福祉活動情報交換会		
	開 催	⇒	⇒
	地区社協説明会		
	開 催	⇒	⇒
	設立準備会の開催支援		
②地区社協活動支援事業 重点事業 [方 針] 地区担当職員を配置し、地域の実情に応じた柔軟な福祉活動に取り組めるよう具体的な活動の提案や活動助成金の交付を行う。地区社協同士の情報共有や意見交換の場づくりを支援する。 [達成目標] 活動支援件数 年 180 件	開催支援	⇒	⇒
	活動支援		
	実 施	⇒	⇒
	地区社協代表者会議		
	開 催	⇒	⇒
	地区社協交流会		
	実 施	⇒	⇒
③福祉推進員活動支援事業 [方 針] 福祉推進員の役割や活動内容を明確化し、地域住民へ周知を図るとともに、民生委員児童委員との連携や福祉推進員同士の情報交換の場を設けることにより、活動の活性化を図る。 [達成目標] 見守り活動への参画 100%	地区社協助成金の交付		
	助成金交付 見直し検討	⇒ 見直し調整	⇒ 見直し実施
	福祉推進員の配置		
	推 進	⇒	⇒
	新任者研修		
	開 催	⇒	⇒
	福祉推進員民生委員交流会		
	開 催	⇒	⇒
	福祉推進員連絡会		
	開 催	⇒	⇒

活動目標 2 見守り・支え合い活動の推進

地区の実情やニーズに合わせた見守り・支え合い活動の充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で生きがいと役割を持ち、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう介護予防や健康づくりに取り組む活動を支援します。

障がい者（児）や子ども、その家族等の居場所づくりが求められるなか、区・町内会や地区社協との連携・協働のもと、地域の誰もが気軽に集える場づくりを進めていきます。

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①ご近所見守りネットワーク活動支援事業 〔方 針〕 友愛訪問を中心とした区・町内会独自の見守り・支え合い活動を支援するため、活動事例等を紹介した手引きを作成し、啓発を行う。また、活動を通じて把握した生活課題について相談しやすい体制を整える。 〔達成目標〕 助け合い・支え合い活動実施率 90%	活動支援		
	活動支援	⇒	⇒
	助成金の交付		
	交 付	⇒	⇒
②ふれあい・いきいきサロン活動支援事業 〔方 針〕 地域住民誰もが、身近な集会所等でふれあい・交流が図られるようサロン設置や活動を支援する。関係者へアンケートを実施し、今後の取り組みについて検討する。 〔達成目標〕 地区設置率 80%	設置促進		
	設置促進	⇒	⇒
	活動助成金の交付		
	交 付	⇒	⇒
③高齢者の健康・生きがい活動支援事業 重点事業 〔方 針〕 高齢者が生涯にわたり、心と身体の健康づくりに気軽に取り組めるよう、高齢者の通いの場の活動支援や介護予防活動の担い手育成を行う。 〔達成目標〕 いきいき百歳体操開催会場数 90 会場以上	いきいき百歳体操		
	開催・継続支援	⇒	⇒
	認知症啓発事業		
	開 催	⇒	⇒
	認知症予防教室		
	開 催	⇒	⇒
	認知症カフェ（さんさんカフェ）		
	開 催	⇒	⇒
	老人福祉センターの活用（各種講座及びイベント）		
	継 続	⇒	⇒
④障がい者ふれあい事業 〔方 針〕 地域でスポーツや文化活動等を通じてふれあいや交流の機会を提供し、社会参加の促進の一助とする。 〔達成目標〕 交流機会への参加促進 年 5 回以上	障がい者団体ふれあい活動支援		
	活動支援	⇒	⇒
	障がい者作品展		
⑤子どもの居場所応援事業 〔方 針〕 子どもが多くの人との関わりの中で安心して成長できるよう、子どもの居場所の必要性について理解を深め、地域全体で子どもを見守る体制づくりを進める。 〔達成目標〕 居場所の開設 3 か所	開 催	—	開 催
	子どもの居場所づくり及び活動支援		
	実 施	⇒	⇒
	学習サポーター派遣事業		
⑥ひきこもり当事者等の居場所づくり 〔方 針〕 専門職やサポーター等の協力のもと、当事者や家族のニーズに基づき内容の充実を図りながら、居場所や集いの場づくりを進める。 〔達成目標〕 ひるの居場所新規利用者 6 名	実 施	⇒	⇒
	子どもの居場所活動団体交流会		
	開 催	⇒	⇒
	ひきこもり支援アドバイザー設置事業		
	実 施	⇒	⇒
	家族教室		
	開 催	⇒	⇒

活動目標 3 災害時の支援体制づくり

災害発生時に地域住民やボランティア、関係機関や団体が円滑な連携を図れるよう、平常時から地域で取り組む見守り・支え合い活動において災害に対する支援や協力体制の構築を目指します。

災害ボランティアセンター設置運営訓練を定期的に行い、災害発生時の円滑なセンター運営や機能強化を図ります。

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①災害時要配慮者支援のネットワークづくり [方 針] 災害発生時の支援活動が円滑に行えるように、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うとともに、防災を考える情報交換会を通じて関係者・団体との連携体制の強化を図る。 [達成目標] 関係団体との連携強化 12 団体増	ボランティアセンター運営委員会・災害部会		
	開 催	⇒	⇒
	災害ボランティアセンター設置運営訓練		
	開 催	⇒	⇒
	防災を考える情報交換会		新規
	開 催	⇒	⇒

基本目標 2

福祉サービスや利用環境の充実を図ろう

～ 一人ひとりを支える福祉サービスや利用環境づくり ～

活動目標 4 総合相談体制の充実

自立相談支援機関及び地域包括支援センターでは、生活困窮者や高齢者の生活課題の解決に向けて多機関・多職種連携のもと相談支援を行っています。相談件数は増加傾向にあり、多様化・深刻化する生活課題への対応が求められるなか、相談支援体制の強化を図るとともに、住民が主体的に地域課題を把握して解決につなげる体制を基盤とし、包括的な相談支援体制づくりを進めます。

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①生活困窮者自立相談支援事業 [方 針] 潜在的なニーズの発掘に努めるとともに、相談窓口の機能・体制強化や多機関・多職種との連携強化により問題解決能力の向上を図る。 [達成目標] 新規相談件数 年 96 件	相談支援事業		
	実 施	⇒	⇒
	相談支援事業（家計専門相談）		
	実 施	⇒	⇒
	相談支援事業（スーパーバイザー設置事業）		
	実 施	⇒	⇒
	相談支援事業（顧問弁護士設置事業）		
	実 施	⇒	⇒
	支援調整会議（稼働能力判定会議）		
	実 施	⇒	⇒
	自立支援ネットワーク連絡会議		
	開 催	⇒	⇒
	自立支援ネットワーク会議（ひきこもり支援検討会）		
	開 催	⇒	⇒
	赤磐市社会福祉法人連絡会（生活困窮者支援部会）		
	開 催	⇒	⇒

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
	事業 PR パンフレット及びカード		
	作成配布	⇒	⇒
	生活困窮者自立支援セミナー		
	開 催	⇒	⇒
	家計改善支援セミナー		
	開 催	⇒	⇒
②生活福祉資金貸付事業 [方 針] 岡山県社協との連携により適正に事業を実施するとともに、他制度へのつなぎ等により低所得者等の資金ニーズに対応する。 [達成目標] 岡山県社協との連携による事業の適正実施	貸付相談及び償還指導等		
	実 施	⇒	⇒
	調査委員会		
	開 催	⇒	⇒
③市町村社協相談支援体制強化推進事業 [方 針] 特例貸付借受世帯へのフォローアップを通じて支援の必要な世帯の洗い出しを行うとともに、課題解決に向けた生活困窮者支援の仕組みづくりを推進する。 [達成目標] —	特定貸付借受人への相談支援		
	実 施	⇒	⇒
④地域包括支援センター事業 [方 針] 高齢者の総合相談窓口機能の充実を目指し、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、関係機関のネットワークづくりを進めていく。 [達成目標] 地域ケア個別会議の充実 新規 2 事例・評価 2 事例／月	総合相談支援事業		
	計 画	実 施	⇒
	包括的・継続的ケアマネジメント支援		
	実 施	⇒	⇒
	地域ケア個別会議		
	開 催	⇒	⇒
	家族介護支援事業		
	実 施	⇒	⇒
	認知症初期集中支援推進事業		
	開 催	⇒	⇒
⑤重層的支援体制整備事業調査研究事業 重点事業 [方 針] 相談支援機関との連携・協働により生活課題の解決に向けて取り組みを行うとともに、包括的な相談支援体制の構築に向けて検討を行う。 [達成目標] 新規事業の創設 1 事業	相談機関連絡会		
	開 催	⇒	⇒
	高齢者・障がい者何でも相談会		新規
	実 施	⇒	⇒
	相談窓口のご案内チラシ		
	作成配布	⇒	⇒
	相談窓口の体制及び機能強化に向けた検討		
	検 討	⇒	⇒

活動目標 5 生活支援・在宅福祉サービスの充実

既存の制度やサービスでは解決できない生活課題に対応するため、市民や多様な分野の関係者との連携・協働のもと各種サービスの提供やセーフティネットの仕組みづくり

に取り組んでいます。今後、新たな生活課題として顕在化した就労困難者への就労支援の充実に向けて仕組みづくりを進めるとともに、各事業のPR活動を強化し、利用促進を図ります。

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①生活困窮者緊急一時支援事業 〔方 針〕 生活困窮者の緊急的な支援ニーズに対応するため、市民や多様な分野の関係者との連携・協働のもと必要な社会資源を開発しながら支援活動を実施する。 〔達成目標〕 フードドライブポスト設置場所 30 か所	食料支援事業		
	実 施	⇒	⇒
	フードドライブポスト設置促進事業		
	実 施	⇒	⇒
	くらしサポート事業の協働実施		
	協働実施	⇒	⇒
	日用品等支援事業		
	実 施	⇒	⇒
	おうち片づけ応援事業		
	実 施	⇒	⇒
②生活困窮者就労訓練・体験事業 〔方 針〕 一般就労に向けて段階的な支援を行うため、受入先の拡大やメニューの充実を図りながら就労訓練やボランティア体験の機会を提供する。 〔達成目標〕 新規協力事業所 年1事業所	就労訓練・体験の場づくり		
	推 進	⇒	⇒
	就労訓練・体験事業		
	実 施	⇒	⇒
	しごとサポート事業の協働実施		
③居住支援事業 〔方 針〕 サポーター等の協力のもと住まい探しなどの支援を行うとともに、支援団体等とのネットワークづくりや新たなサービス開発に向けて検討を行う。 〔達成目標〕 新規利用者 年1名	緊急援護資金貸付事業		
	実 施	⇒	⇒
	就労訓練・体験の場づくり		
	推 進	⇒	⇒
	就労訓練・体験事業		
	実 施	⇒	⇒
	しごとサポート事業の協働実施		
④若者・中年層版人材センター調査研究事業 〔方 針〕 就労困難者への就労支援の充実を図るため、就労活動の場づくりや支援体制づくりなどについて検討を行い、事業化に向けて準備を進める。 〔達成目標〕 新規事業の創設 1事業	協働実施		
	⇒	⇒	⇒
	緊急援護資金貸付事業		
	実 施	⇒	⇒
	就労訓練・体験の場づくり		
③居住支援事業 〔方 針〕 サポーター等の協力のもと住まい探しなどの支援を行うとともに、支援団体等とのネットワークづくりや新たなサービス開発に向けて検討を行う。 〔達成目標〕 新規利用者 年1名	利用相談及びサービス提供		
	実 施	⇒	⇒
	居住支援員の確保及び育成		
	実 施	⇒	⇒
	居住支援団体等情報交換会		
④若者・中年層版人材センター調査研究事業 〔方 針〕 就労困難者への就労支援の充実を図るため、就労活動の場づくりや支援体制づくりなどについて検討を行い、事業化に向けて準備を進める。 〔達成目標〕 新規事業の創設 1事業	開 催	⇒	⇒
	事業 PR パンフレット		
	作成配布	⇒	⇒
	生活困窮者に対する就労支援のあり方に関する検討会		
	開 催		
④若者・中年層版人材センター調査研究事業 〔方 針〕 就労困難者への就労支援の充実を図るため、就労活動の場づくりや支援体制づくりなどについて検討を行い、事業化に向けて準備を進める。 〔達成目標〕 新規事業の創設 1事業	若者・中年層版人材センター（仮称）開設準備		新規
		実 施	開 設

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
⑤生活支援体制整備事業 〔方 針〕 生活支援コーディネーターを配置し、通いの場の創出やボランティアの育成等、互助を基本とした地域の支え合い体制づくりの充実強化を図る。 〔達成目標〕 住民主体による生活支援サービス 1 か所	支え合いの地域づくりフォーラム		
	開 催	⇒	⇒
	多機関との情報交換会		
	実 施	⇒	⇒
	社会資源に関する啓発資料の作成・更新		
	—	更 新	—
	通所付添サポート事業		
	実 施	⇒	⇒
	新たな通いの場（集い・居場所等）の設置		
	実 施	⇒	⇒
⑥地域活動支援センターⅢ型事業 〔方 針〕 障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう創作的活動又は生産活動の機会を提供する。 〔達成目標〕 新規利用者 年 1 名	事業周知及びサービス提供		
	実 施	⇒	⇒
⑦貸出・リサイクル事業 〔方 針〕 貸出事業や介護用品・育児用品リサイクル事業について活用していただけるよう周知を図る。 〔達成目標〕 事業の周知・利用促進	介護機器貸出事業		
	実 施	⇒	⇒
	物品貸出事業		
	実 施	⇒	⇒
	車両貸出サービス事業		
	実 施	⇒	⇒
	チャイルドシート等貸出事業		
	実 施	⇒	⇒
	介護用品・育児用品リサイクル事業		
	実 施	⇒	⇒

活動目標 6 権利擁護体制の充実

単身高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれており、さらに、障がい者の地域移行が進められるなか、福祉サービス利用者の権利擁護の仕組みづくりは喫緊の課題となっています。今後、判断能力が十分でないかたが地域で安心した生活が送れるよう日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。また、身寄りのない高齢者等への支援の充実に向けて制度創設の準備が進められるなか、事業化に向けて検討を行います。

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①日常生活自立支援事業 〔方 針〕 潜在的なニーズの発掘に努めるとともに、サービス提供の担い手である生活支援員を増員し、事業の実施体制を強化する。 〔達成目標〕 新規利用者 年 1 名	利用相談及びサービス提供		
	実 施	⇒	⇒
	生活支援員の確保及び育成		
	実 施	⇒	⇒
	事業 PR パンフレット		
	作成配布	⇒	⇒

事業名等		年次計画		
		R8 年度	R9 年度	R10 年度
②身寄りのない高齢者支援等に関する調査研究事業	重点事業	身寄りのない高齢者等の権利擁護支援の強化に向けた検討		新規
〔方 針〕 制度創設の動向や地域のニーズ等を踏まえ、身寄りのない高齢者等への身元保証、死後事務支援の実施に向けて検討を行う。 〔達成目標〕 現状・課題の洗い出し及び対応策の明確化		検 討	⇒	⇒
③高齢者に関する権利擁護事業		権利擁護事業		
〔方 針〕 身寄りのない高齢者へ早期の働きかけができるように、当事者だけではなく支援関係者も対象として、成年後見制度の啓発・利用促進を図る。 〔達成目標〕 成年後見制度に関する研修会等の実施 年2回以上		実 施	⇒	⇒
		成年後見制度利用支援事業		
		実 施	⇒	⇒
		市民後見人養成事業		
		実 施	⇒	⇒

福祉の心を育てよう

基本目標 3

～ 一人ひとりの福祉の心が育まれるまちづくり ～

活動目標 7 福祉教育の推進

「ともに生きる」意識を一層高め、地域共生社会の実現を目指し、当事者やボランティア、福祉施設関係者等との連携・協働のもと、生涯を通じた福祉学習の機会を提供します。また、学校教育関係者の参画を得て、学齢における効果的な福祉教育について検討を行います。

事業名等		年次計画		
		R8 年度	R9 年度	R10 年度
①福祉体験事業 〔方 針〕 当事者やボランティア、福祉施設関係者等との連携・協働のもと、生涯を通じた福祉学習の機会を提供する。 〔達成目標〕 出前福祉講座 年40件(地域・学校含む)		出前福祉講座		
		実 施	⇒	⇒
		地域講師派遣事業の協働実施 (赤磐市社会福祉法人連絡会地域づくり推進部会)		
		実 施	⇒	⇒
		夏のボランティア体験事業		
		実 施	⇒	⇒
②福祉教育の推進	重点事業	福祉教育連絡会		
〔方 針〕 学校・福祉教育関係者により連絡会を組織し、新たなプログラムの開発や出前福祉講座の実施方法等を検討する。 〔達成目標〕 効果的な福祉教育の実施に向けた方策の提案 1つ		開 催	⇒	⇒
		福祉教育指導者の確保		
		確 保	⇒	⇒

活動目標 8 地域福祉を担う人材育成・活動支援

地域生活課題を解決するための人材育成を行うとともに、幅広い世代が地域の福祉活動に参加できる仕組みづくりに取り組みます。認知症サポーターと地域で暮らす認知症のかたをつなぎ、支え合えるチームオレンジの活動を推進します。

事業名等	年次計画		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①ひきこもりサポーターの養成等 〔方 針〕 ひきこもり支援活動の充実を図るため、その担い手を養成するとともに、ひきこもりに関する情報提供を強化し、活動への参画を促進する。 〔達成目標〕 登録者 20 名	ひきこもりサポーター養成講座		
	開 催	⇒	⇒
	ひきこもりサポーターの活動支援		
	実 施	⇒	⇒
②赤磐くらし・しごと応援団サポーターの確保等 〔方 針〕 生活困窮者支援活動の充実を図るため、募集活動や生活困窮者支援に関する情報提供を強化し、活動への参画を促進する。 〔達成目標〕 新規登録者 9 団体・名	サポーター募集活動		
	実 施	⇒	⇒
	協力事業者ステッカー		
	作成配布	⇒	⇒
	あすてらす通信		
	発 行	⇒	⇒
③認知症サポーターの養成と チームオレンジの結成	重点事業		
	認知症サポーター養成講座		
	実 施	⇒	⇒
	チームオレンジの結成		
	実 施	⇒	⇒
④介護予防支援ボランティアの養成と活性化 〔方 針〕 身近な場所で高齢者が、気軽に健康づくりに取り組めるよう、介護予防支援ボランティア（担い手育成）の活動を進めていく。 〔達成目標〕 新規ボランティア養成 年間 5 名以上	介護予防支援ボランティア養成講座		
	開 催	⇒	⇒
	介護予防支援ボランティア連絡会		
	開 催	⇒	⇒
⑤ボランティアセンター事業 〔方 針〕 ボランティアを必要とする人や団体と、ボランティア活動をしたい人とのコーディネートを行う。また、次世代を担う高校生を対象にボランティア活動や地域活動の担い手となる人材を育成する。 〔達成目標〕 新規登録者 年間 20 名	運営委員会・連絡会		
	実 施	⇒	⇒
	ボランティア情報の広報・啓発		
	実 施	⇒	⇒
	登録ボランティアの活動支援		
	実 施	⇒	⇒
	次世代ボランティア育成		
	実 施	⇒	⇒